

電 力 受 給 契 約 書 (案)

徳島県（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、甲乙間の電力受給について、次のとおり契約する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、電力の受給に関して、本契約書及び徳島県企業局財務規程（昭和41年4月1日徳島県企業管理規程第五号。）に定めるもののほか、売電に係る仕様書に従い、これを履行しなければならない。

（電力の受給）

第2条 甲は、甲の所有する次項の発電所の発生電力から、甲が使用する所内消費電力等を除く全ての電力を乙に供給し、乙はこれを全量購入するものとする。

2 契約の対象となる発電所は、次のとおりとする。

発電所名	発 電 場 所	最大出力 (キロワット)
坂 州 発 電 所	徳島県那賀郡那賀町坂州字高山平106番地の1	2, 5 0 0

（受給地点、電気方式等）

第3条 電力の受給地点、電気方式、周波数、電圧及び力率は、別表1のとおりとする。

2 責任分界点は、別表2のとおりとする。

（受給開始日及び契約期間）

第4条 電力受給の開始日及び電力受給に関する契約期間は、次のとおりとする。

受給開始日：令和9年4月1日

契 約 期 間：契約締結の日から令和11年3月31日まで

（発電時間）

第5条 甲は、原則として毎日24時間、電力の供給を行うものとする。ただし、発電所の点検又は手入れを必要とする場合は、あらかじめ甲乙協議の上、電力の全部又は一部の供給を中止することができるものとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、保安上やむを得ない事由がある場合には、乙と協議することなく電力の全部又は一部の供給を休止することができるものとする。この場合、甲は、休止後すみやかにその旨を乙に通知するとともに、早期復旧に努めるものとする。

（発電見込みの通知）

第6条 甲は、毎日の自然流量及びその他需給運用上必要な事項に基づき、別に定める時刻

までに発電見込み（日平均電力）を乙に通知するものとする。ただし、事故、河川流量の変化、需給状況及びその他やむを得ない事由により出力の変更を要するときは、甲乙協議の上、すみやかに発電見込みを変更するものとする。

（発電バランシンググループへの加入等）

第7条 甲は、第4条に定める期間において、乙が設定する発電バランシンググループに加入するものとする。なお、甲は、発電バランシンググループの加入に係る経費を負担しない。

2 前条に基づき通知した発電見込みと、発電の実績値の間に差分が発生した場合であっても、甲は、その差分を根拠とした料金（以下「インバランス料金」という。）の負担はしない。

（託送供給等約款）

第8条 乙は、第2条の電力受給を実施するため、一般送配電事業者との間で、同事業者の定める託送供給等約款に基づく発電量調整供給契約（以下「発調契約」という。）を締結し、その確認ができる書類の写しを供給開始までに甲に提出しなければならない。

（系統連系受電契約の締結）

第9条 乙は、一般送配電事業者の託送供給等約款に基づき、一般送配電事業者を代理して、甲との間で、系統連系受電契約を締結するものとする。

2 甲は、新たに系統連系受電契約を希望する場合または当該契約の内容に変更が生じる場合、甲は当該契約の締結または変更について、乙に申し出るものとする。

3 乙は、甲から系統連系受電契約を変更する旨の申入れを受けた場合、発調契約の変更として一般送配電事業者へ申し出るものとする。

4 託送供給等約款に基づき一般送配電事業者が甲との系統連系受電契約を解約する場合、乙は、甲の発電場所に係る発調契約を変更するものとする。

5 甲は、系統連系受電契約の消滅後に接続された電気を一般送配電事業者が無償で受電することについて、系統連系受電契約の締結に際し、あらかじめ承諾する。

（基準受給電力量）

第10条 基準受給電力量は、別表3のとおりとする。

2 甲が乙に供給する電力量が、基準受給電力量に比べて増減がある場合でも、乙は甲から全量購入するものとする。

（運用申合せ書の作成）

第11条 甲及び乙は、電力の受給に関する運用を円滑に行うための必要事項を定めた申合せ書を双方協議して電力受給期間開始前までに作成するものとする。

(受給電力量)

第12条 受給電力量は、発調契約に基づき、一般送配電事業者から乙へ通知される発電量調整受電電力量とする。

(記録)

第13条 甲及び乙は、受給電力に関する記録を行い、それぞれの要求によりその写しを相手方に送付するものとする。

(電気料金)

第14条 乙が甲に支払う各月の料金は、第12条により一般送配電事業者から通知を受けた月別の受給電力量に、次の契約単価を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする。）に第19条で定める消費税等相当額を加算したものとする。

(1) 契約単価

1キロワット時につき 〇〇円〇〇銭

(電気料金の支払い)

第15条 甲及び乙は、毎月月初めに前月分の受給電力量を確認するものとする。

2 甲は、毎月、前条により算定した料金を納入通知書により乙に通知し、乙は毎月20日までに甲に支払うものとする。

3 乙は、自己の責めに帰すべき理由により、支払期日までに当該料金を納付しない場合は、その延滞日数につき、料金の年14.5パーセントの延滞利息を加算して、甲に支払うものとする。

(環境価値の取扱い)

第16条 甲が乙に供給する電力に含まれる非化石価値等の環境に係る付加価値（以下「環境価値」という。）については乙に帰属するものとし、その価値は第14条の規定により算出される電気料金に含まれるものとする。

2 環境価値の移転に関し、発電事業者側で必要な手続きについては、甲が行うものとする。

3 環境価値に関する法令等に改正があった場合は、その取扱いについて甲乙協議するものとする。

(容量市場の取扱い)

第17条 甲と電力広域的運営推進機関が締結した容量確保契約により甲が得る収入については、ペナルティによる減額分（乙の責によるものを除く）を含め、第14条の規定によ

り算定される電気料金との精算は行わない。

- 2 乙は、前項の容量確保契約により電力広域的運営推進機関から甲へ課されるリクワイアメント及びアセスメントについて理解し、誠実に運用及び業務への協力を行うものとする。
- 3 乙の責により容量市場の計画停止及び計画外停止が発生した場合、その容量市場の経済的ペナルティは、乙が負担するものとする。その算定については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(発電側課金の取扱い)

- 第18条 託送供給等約款に基づき、甲に対して一般送配電事業者より請求される系統連系受電サービス料金（以下「発電側課金」という。）については、甲が負担するものとする。具体的な精算に関する事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。
- 2 前項に定める料金には、消費税相当額を含むものとする。
 - 3 乙は、本契約の対象発電所に係る系統連系受電契約において、発電側課金、延滞利息及び契約超過金を甲から受領し、一般送配電事業者があらかじめ定める期日までの間、甲に代わり一般送配電事業者を支払う業務について、甲から無償で受託する。
 - 4 発電側課金に関する制度等に見直しがあった場合には、甲乙協議の上、定めるものとする。

(消費税等相当額)

- 第19条 本契約における消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。
- なお、消費税等相当額の単位は1円とし、その端数は切り捨てとする。

(契約の変更)

- 第20条 天災地変その他予測し得ない事態等のため必要がある場合には、本契約の有効期間満了前であっても、甲乙協議の上、契約の変更ができるものとする。

(契約の承継)

- 第21条 甲又は乙は、第三者と合併し又はその事業の全部若しくは本契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、本契約をその承継者に承継させるものとする。

(契約保証金)

- 第22条 乙は、本契約の締結と同時に、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）に基づく契約保証金を甲に納入しなければならない。ただし、同規則第6条第7項の規定により、契約保証金を免除された場合は、この限りではない。
- 2 前項の契約保証金には、利子を付さないものとする。

3 甲は、乙が本契約による債務の履行を完了したときは、乙の請求により契約保証金を返還するものとする。

4 第23条の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は甲に帰属するものとする。

(甲の解除権)

第23条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を解除することができる。

(1) 乙が支払期日までに電気料金の支払いをせず、その後、督促状により指定された期限までに支払いをしないとき（電気料金の一部の支払いがなかった場合を含む。）、又はその見込みがないと甲が認めるとき。

(2) 乙又は乙の代理人が契約の締結又は電力の買受けに当たり、不正な行為をしたとき。

(3) 乙が、本契約及び仕様書等で定める契約条件を遵守できないと判明したとき。

(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の9の規定により、小売電気事業者の登録が取り消されたとき、又は取り消される見込みがあると認められるとき。

(5) 乙が、電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項の規定により、納付金を納付しない小売電気事業者として経済産業大臣から公表されたとき。

(6) 乙が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。

(7) 乙が、第4項に規定する債権保全の必要な措置を講じなかったとき。

(8) 前各号のほか、乙が本契約に基づく義務を履行しないとき。

(9) 第24条の規定によらないで、乙から本契約の解除を申し出たとき。

2 甲は、前項の規定によるほか、乙が次のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による排除措置命令を受け、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項又は第2項に定める期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。

(2) 乙が、独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を受け、行政事件訴訟法第14条第1項又は第2項に定める期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。

(3) 乙が前2号に規定する排除措置命令又は課徴金の納付命令に係る抗告訴訟を提起し、当該訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。

(4) 乙（法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等

の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第4条の規定による刑に処せられたとき。

3 甲は、前2項の規定によるほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

（1）役員等（その役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（2）暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（3）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

（4）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供与し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

（5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

4 甲は、乙が第1項第1号から第6及び第8号のいずれかに該当するおそれがある場合には、あらかじめ乙に対して債権保全のための必要な措置を講じさせることができる。

（乙の解除権）

第24条 乙は、甲が本契約に違反し、その違反によって本契約の履行が不可能になったときは、契約を解除することができる。

2 乙は、前項により本契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害を甲に請求することができる。ただし、本契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

（賠償金）

第25条 第23条の規定により本契約が解除されたときには、乙は、甲に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、甲に生じた損害が納付済みの契約保証金若しくは履行保証保険による保険金支払額又は契約保証金に代わる担保により甲が支払いを受ける額を超える場合においては、その超える分について賠償するものとする。

2 前項の規定により乙が甲に対して賠償する損害賠償の範囲は、契約解除日の前日までの未納となっている電気料金とその延滞金のほか、甲の逸失利益についてもその範囲とする。

3 前項で規定する逸失利益は、次のとおりとする。

（1）契約解除日から契約解除に伴う新たな契約の電力受給開始日の前日までの間に発生す

る第14条に規定する電気料金に相当する額とする。

(2) 契約解除に伴う新たな契約の電気料金と第14条に規定する電気料金に差額がある場合、新たな契約の受給開始日から第4条で規定する契約期間が満了するまでの間に発生する電気料金の差額に相当する額とする。

4 乙は、本契約に関して第23条第2項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、第14条に規定する契約単価に当該年度の基準受給電力量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額（1円未満切捨）の10分の2に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

5 乙は、本契約に関して第23条第3項の規定により契約が解除された場合においては、契約単価に当該年度の基準受給電力量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額（1円未満切捨）の10分の1に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(契約の費用)

第26条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(守秘義務)

第27条 甲及び乙は、相手方の了解を得た場合を除き、本契約の履行にあたって知り得た相手方の機密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。本契約の期間終了後又は本契約の解除後においても、同様とする。ただし、法律、条例等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続により開示する場合は、この限りではない。

(地域貢献等の実施)

第28条 乙がプロポーザルで提案した地域貢献等の詳細については、甲及び乙が協議して決定し、乙は、その内容について実施計画書を作成の上、電力受給期間開始前に提出するものとする。

2 乙は、地域貢献等の実施状況が確認できる資料を年1回提出するものとする。ただし、甲から指示があった場合は、その都度提出するものとする。

3 地域貢献等の履行状況が著しく不相当と認められる場合は、契約等を解除する場合がある。

(個人情報の保護)

第29条 乙は、本契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(管轄裁判所)

第30条 本契約に関する訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(その他)

第31条 本契約に記載のない事項について必要がある場合は、甲乙誠意をもって協議決定するものとする。

以上この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和9年 1月〇〇日

甲 徳 島 県
徳島県企業局長

乙 (住 所)
(会社名)
(代表者)

別 表 1

受 給 地 点	電気方式	周波数	電 圧	力 率
坂州発電所 (徳島県那賀郡那賀町坂州字高山平106番地の1)	交流 3 相 3 線式	60Hz	6,600V	85%

別 表 2

受 給 地 点	責 任 分 界 点
坂州発電所	発電所構内6.6kV坂州連絡線引出口に施設した徳島県の気中開閉器の負荷側端子

別 表 3

基準受給電力量 (単位：千キロワット時)

月 別	令和 9 ・ 1 0 年度
4	3 9 0
5	4 8 0
6	5 9 0
7	6 5 0
8	6 0 0
9	7 1 0
上期計	3, 4 2 0
1 0	6 3 0
1 1	3 5 0
1 2	2 6 0
1	2 0 0
2	2 4 0
3	4 0 0
下期計	2, 0 8 0
年度合計	5, 5 0 0

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適正な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(委託の禁止)

第7条 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書により委託するときは、委託先にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務と同等の義務を負わせるとともに、委託先の行為について委託先と連携してその責任を負うものとする。

(資料等の返還又は廃棄)

第8条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10条 甲は、乙及び委託先がこの契約による事務を行うにあたり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。